



# みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鷯 3-70-7  
TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2021.9

コロナ禍、オリンピック、大災害、そんな中でも、予定通り、大きな改正が進められています。

日付	内容
令和3年9月1日から	民法改正により電子領収書の発行を求めることができるようになる。
令和3年10月1日から	消費税のインボイス番号の登録申請受付が始まる。
令和4年1月1日から	電子帳簿保存法が改正され、極めて大変使いやすくなる。
令和5年10月1日から	インボイス番号を書いた請求書、領収書等の発行が義務化される。

## 民法改正により電子領収書の発行を求めることができるようになる。

民法の専門家ではありませんので、民法に、「紙で作成された領収書の発行を相手方に請求することができる」との規定があるとは知りませんでした。それが改正されて、令和3年9月1日から、「電子で作成された領収書の発行を相手方に請求することができる」とされました。

なお、電子作成が過重に負担となる場合は断ることができるとはされています。

振込、ファクタリング、電子手形等の発行等により、あえて領収書を求めない場合が多くなっていますが、領収書を発行する場合は、印紙が必要です。電子領収書は印紙が不要となる分、節税にはなります。

私は電子レシートの本格導入が始まるのではないかと考えています。

## 消費税のインボイス番号の登録申請受付が始まる。

**課税事業者の方は、必ず、登録しなければなりません。**

**この登録は、損得の問題ではなく、死活問題となります。**

**当事務所で電子申告をしている会社、個人事業者は、電子申請をする場合、税理士による代理申請が便利なようですので、当事務所から申請したいと思っています。**

**10月1日以後、逐次、申請しようかと思えます。**

消費税等の課税事業者は、このインボイス番号の登録をしないと、令和5年10月1日以後、大変なことになります。

課税事業者がこの番号を登録しないで、この番号を請求書等に記載しなかったら、まず取引先から取引停止すらありえるクレームとなります。なぜなら、相手先は御社に支払った消費税を申告の際、控除できず、御社に支払い、税務署に支払いと、二重払いとなるからです。逆に、そのような業者から不用意に御社が仕入れを行えば、その分の消費税を税務署と仕入れ業者と二重払いすることになり、多大な損失を被ることになります。

登録を行うと、国税庁のホームページに公開されます。

登録日や登録抹消日等々が記載されます。

法人は、法人名と本店所在地も公開されますが、個人事業者は所在地について申請がない限り公開されません。自宅を事業所としている場合、名前と住所が公開されてはプライバシーの問題

があるとの判断かと思えます。

登録番号は、法人は法人番号の頭に「T」の文字が付くだけですが、個人事業者はマイナンバーを用いるわけにはいきませんので、新たな番号が付与されます。

申請は郵便と電子があります。

「免税業者は免税業者であっても消費税を請求できる。」とか「相手が免税業者であってもそれを理由に値引きを強いることは買いたたきにあたる。」とかを規定した消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日に失効しました。免税業者に対する国の新たな指針、世の中の趨勢、取引先の対応等を見定めて登録するかどうかを決めていきたいです。

免税業者が登録を行うと、課税期間の途中であろうとも、その日から課税業者となります。課税事業者選択届の有無は関係ありません。

### 電子帳簿保存法が改正され、極めて大変使いやすくなる。

今までは、すべての資料は紙で保存し電子で保存するということは、例外中の例外で、税務上、厳格な要件があり、しかも事前承認要件がありました。

令和4年1月1日以後、電子帳簿保存法が大幅緩和され、電子帳簿保存も紙での保存とほぼ同列に扱うこととされ、事前承認申請制度が廃止されました。そのかわり「優良」制度を発足し、改正前の電子帳簿保存の厳格な要件をその「優良」制度に課しました。

優良電子帳簿保存をした場合は、過少申告加算税が5%軽くなりますが、あえて大変要件の難しい優良を目指す必要はないと思っていますので、優良制度については説明を省略します。

まず、市販の会計ソフトであれば、要件を満たしますので、紙で元帳を打ち出して保存する必要がなくなります。

ただ、自社のパソコンで見ることができることが要件ですので、会計事務所が記帳代行し、会計事務所のパソコンの中に保存されていて、会計事務所では中身を見ることができないとの形式はだめとなります。その場合は紙で打ち出して保存するということになります。

クラウド等、ラン構築して、自社のパソコンから見ることができればOKです。

領収書や請求書等をスキャナーで電子保存することもOKです。その場合、原本の領収書や請求書を破棄することもOKです。破棄することはなかなか勇気のいることですが。

スキャナーについては、2か月と7営業日以内に入力することと、タイムスタンプ機能等により入力日がわかること、加除訂正履歴がわかること、検索機能があることが必要です。

クラウドサービスで、これらの機能を備えているサービスとなっていたら、それはそれでOKです。

スキャナー保存は、保存場所に困らないことにはなりますが、本質的には紙で作成されたものをスキャンして保存し、原紙を破棄するというものです。手間と紙の節約にはなりません。

基幹データと言いますか、日々の取引データを電子入力し、それをそのまま保存する場合もOKです。

ただ、オリジナル性のあるソフトは、仕様書、操作マニュアルを整備する必要があります。

スキャナーと同様に、2か月と7営業日の間に入力することになっていて、入力日がわかり加除訂正履歴がわかることが必要です。検索機能は当然必要です。

電子保存をした場合で、不正が発覚した場合は、重加算税が10%重くなります。

### インボイス番号を書いた請求書、領収書等の発行が義務化される。

内容的には、「消費税のインボイス番号の登録申請受付が始まる。」でお話ししました。

令和5年10月1日からですので、大分先ですが、例えば、領収書、請求書を印刷会社に依頼してオリジナル作成している場合は、令和5年10月1日時点で大量に余らせてしまうと、インボイス番号を、スタンプ等で押すという作業が増えることとなります。

コンピューターで請求書、領収書等を出力する場合も、インボイス番号を打ち出すひな形に変更しなければなりません。

**前回の「みずの通信」で岐阜県版月次支援金の案内をしましたが、国の月次支援金の上乗せ制度もあるかのように書きましたが、7/28の発表では、上乗せ制度はありませんでした。**

国の月次支援金は8月まで延長されています。9月延長もあると言われていました。ただ、8月上旬の現状は、野党の議員さんのネット情報によると、45万件の申請件数に対しての給付率は6万件10%強ということで、事務処理は遅れに遅れています。今後、もっと遅れるようです。

雇用調整助成金の特例は現在は9月末までですが、11月末まで延長される予定です。

### 建物の外壁等の吹付等の費用

Q 建物の外壁等を塗り替えた費用は、修繕費となるか。

A 単に美観を良くしただけの費用ですので修繕費となります。

Q 防水効果がなくなったので外壁の吹付塗装を行った費用は、修繕費となるか。

A 基本的には建物の維持保全の費用ですので、修繕費となります。

よく言われることですが、吹付塗料が当初の塗料より良いものを使っている場合、それだけ当初より価値を上げているし使用可能年数も上げているので、その分、資本的支出ではないか、そして技術の進歩で、塗料は当初より必ず良いものとなっているから、ならば、必ず、資本的支出ではないにか。

これに対しては、当初より良いものかどうかは、塗料を、上中下に分け、当初が下を使ったが、今回は上を使ったという場合と考えます。

面白い裁決があります。

どうしても雨漏りが治らない、そのためにとうとう屋根の上にもう一つ屋根を作った費用は、資本的支出か修繕費かというものです。(屋根裏部屋はありません)

税務署は、物理的に新たに付加したものであるから、資本的支出としました。物理的に付加すれば、増築ですから、固定資産税も賦課されたかもしれません。

審判所の判断は、修繕費であるとしました。理由は、他のどの方法を使うより廉価で確実に雨漏りを止める方法だからということです。

粹な判断だと思いました。

基本的には、個々の例によって判断しますが、外壁工事は通常の工事であれば、まず、修繕費と考えてよいと思います。

なお、事業の用に供する前の行った修繕は、どのようなものでも、資本的支出となります。

## こもごも

人生最高のレストランなどという大層なものは私にはありませんが、私が社会保険労務士の試験を試験会場の名古屋の某高校に受けに行った時、夏休み中だったでしょうか、住宅街でもあり、お昼休みに昼食をと思っても、飲食店は少なく、開いているお店も少なく、開いていても受験生で満席でした。コンビニがない時代ですから、お昼の準備をしてこなかった私のミスです。

やっと八百屋さんを見つけましたが、パンのようなものはありません。私は袋物のチキンラーメンを見つけ、それを購入して、おもむろに袋を破り、かじりながらその場を立ち去ろうとしました。そうしたら、後ろから厳しい口調の声が飛びました。「あんた、何やとるん。」八百屋のおばちゃんの声です。恐る恐る振り返ると私を見つめています。店先ではしたないことをしたから怒っているんだ、もう少し離れてから封を破ればよかった、そう思いました。

おばちゃんは私の手を引っ張って、お店の両サイドにある通路を通って、裏へ連れて行きました。昔ながらの家で、お店の裏は住まいで、コンクリートの土間があり、土間から上に上がる畳敷の部屋が拵えてあって、奥は厨房となっています。

おばちゃんは私のチキンラーメンをどんぶりに入れ、お湯を注いで持ってきてくれました。「あんな食べ方をしちゃあかん。本当は畳の部屋に上げてやりたいけれど、今はお昼どきやで、うちのもんもそこでお昼を食べる、だから上げてやるわけにはいかんのや。申し訳ないが、ここで食べて。」

嬉しかったですね。あったかいラーメンが食べられるとは夢にも思っていなかったもんですから。オリンピックでいう「勇気をもらう」ということでしょうか、私はこの試験は絶対受かると思いました。

私のダメなところは、その場でお礼は言ったものの、合格発表をもらった後、そのお店にお礼を言いに行っていないことです。ずーと不義理をしているのです。

オリンピックが終わりました。ずいぶん楽しませてもらいました。ただ、選手たちの全ての力を弾かせる姿を見続けていると、こちらが儘ならぬバブルの中にいるようで息苦しさを感じることもありました。本当は選手たちの方が雁字搦めで管理されているはずなのに、「隣の芝生は青く見える」ですね。

戦争のたとえ話は女性に嫌われますが。

武器も弾薬も兵士も全然足りない最前線に、大本営からの伝達が。「全員、総力を挙げて、敵を速やかに殲滅すべし。」最前線に絶望が広がります。

兵法に「兵力の逐次投入、逐次撤退は下策。投入するときも、撤退するときも一気に。」首相の答弁、ずーと、「今後の様子を見て」「今後の様子を見て」。過不足ないよとの政策が後手に回ります。

私は安倍のマスクは政策的に大失敗で失笑を買いましたが、心意気は良かったと思います。

僕の前に道はない / 僕の後ろに道はできる

ああ、自然よ / 父よ

僕を一人立ちにさせた廣大な父よ / 僕から目を離さないで守る事をせよ

常に父の氣魄を僕に充たせよ

この遠い道程のため / この遠い道程のため

(高村光太郎『道程』)

